

松本市告示第151号

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

松本市長 臥雲 義尚

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市における商業エリアの衰退を防ぐため、事業者が商店街の空き店舗を活用して事業を営む場合又は所有する空き店舗を賃貸する場合の改装に要する経費に対し、予算の範囲内で松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年松本市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により作成された松本市立地適正化計画（平成29年3月作成。以下「立地適正化計画」という。）に定められた区域をいう。
- (2) 中心市街地 都市機能誘導区域のうち都市中心拠点の範囲内をいう。
- (3) 空き店舗 次に掲げる要件を全て満たす店舗施設をいう。
 - ア 前の入居者が退去した後又は改装が完了した後3か月を経過しても入居者の決まらないもの
 - イ 建物の1階（中心市街地においては、建物の1階又は2階）に位置するもの
 - ウ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗に該当しないもの
 - エ 当該店舗施設の賃貸人が、補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）の2親等以内の親族若しくは生計を一にする者又は補助対象者が役員を務める会社等でないもの
 - オ 補助対象者が法人の場合にあっては、当該店舗施設の賃貸人が、補助対象者の役員又は従業員でないもの
 - カ 店舗併用住宅の場合にあっては、事業に係る部分と居住に係る部分が明確に分けられるもの
- (4) 空き店舗活用事業者 空き店舗を活用して事業を開始する予定の者をいう。
- (5) 空き店舗賃貸事業者 所有する空き店舗を賃貸するために改装する予定の者をいう。
- (6) 商店街 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域内に位置し、おおむね10軒以上の商店が近接して形成しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者とする。

(1) 空き店舗活用事業者

- ア 市税を滞納していないこと。
- イ 営業に必要な許可等を取得し、又は取得する見込みであること。
- ウ 市内に店舗を有していないこと（市内に店舗を有している場合は、空き店舗活用後も当該店舗において継続して事業を営むこと。）。
- エ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに規定する事業の形態及び規模に該当すること。
- オ 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種のうち、市長が補助対象事業として適当と認めている業種を営むことが見込まれること。
- カ 申請する日の属する年度から遡って過去3年度以内に本要綱の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。

(2) 空き店舗賃貸事業者

- ア 市税を滞納していないこと。
- イ 申請する日の属する年度から遡って過去3年度以内に本要綱の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市機能誘導区域内に位置する商店街の空き店舗を活用するために改修等の工事を行うもの
- (2) その他市長が商店街の空き店舗解消に効果があると認めるもの

（補助対象経費等）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額
空き店舗を活用するための改修等に要する経費	補助対象経費の3分の1以内の額。補助限度額は、下限を20万円とし、上限を100万円とする。
所有する空き店舗を賃貸するために行う改修等に要する経費	補助対象経費の3分の1以内の額。補助限度額は、下限を20万円とし、上限を100万円とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金事業計画書（様式第2号）

- (2) 空き店舗であったことの証明書（様式第3号）
 - (3) 図面等（位置図、配置図、建物図面）、カタログ等
 - (4) 店舗等の現況写真及び施工予定箇所の現況写真
 - (5) 空き店舗に係る賃貸借契約書の写し
 - (6) 見積書の写し（補助対象経費の内容及び内訳金額の分かるもの）
 - (7) 申請者が法人の場合は、全部事項証明書又は履歴事項全部証明書
 - (8) 営業に必要な資格、許認可等を有することを証する書類の写し
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる書類のうち、市長が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。
- 3 補助金の交付申請は、同一年度内において1申請者につき1回限りとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、補助金の交付及び交付額を決定するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（変更申請等）

第9条 交付決定者は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する必要がある場合は、速やかに松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）及び松本市商店街空き店舗改装事業補助金事業変更計画書（様式第6号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、交付決定者から前項に規定する申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金変更承認兼変更交付決定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（中止又は廃止）

第10条 交付決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、交付決定者から前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金中止（廃止）承認兼変更交付決定通知書（様

式第9号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金事業完了報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金事業実績報告書(様式第11号)
- (2) 工事契約書の写し
- (3) 請求書又は領収書の写し(補助対象経費の内容と内訳金額の分かるもの)
- (4) 工事完了後の店舗内及び外観の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助事業の完了日から起算して30日を経過する日又は第7条に規定する交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金確定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 市長は、第9条第2項又は第10条第2項の規定により交付決定額を減額する決定をした場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 前2項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(重複補助の排除)

第14条 この補助金は、他の条例、規則等により補助対象となった事業については、重複して交付しない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）松本市長

所在地又は住所
名称及び代表者氏名
氏名

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付申請書

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象経費 _____ 円

2 補助金交付申請額 _____ 円

3 店舗の改装着手日 _____ 年 月 日

4 完了予定日 _____ 年 月 日

（工事代金支払日）

5 添付書類

- (1) 松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金計画書（様式第2号）
- (2) 空き店舗であったことの証明書（様式第3号）
- (3) 図面等（位置図、配置図、建物図面）、カタログ等
- (4) 店舗等の現況写真及び施工予定箇所の現況写真
- (5) 空き店舗に係る賃貸借契約書の写し
- (6) 見積書の写し（補助対象経費の内容及び内訳金額が分かるもの）
- (7) 申請者が法人の場合は、全部事項証明書又は履歴事項全部証明書
- (8) 営業に必要な資格、許認可等を有することを証する書類の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

【税情報の閲覧に関する同意欄】 補助金の交付申請のため税情報の閲覧に同意します。

申請者 氏名（代表者名） _____

法人名 _____ 印（法人のみ） _____

※ 法人の場合は、法務局登録印を押印してください。

様式第2号（第6条関係）

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金計画書

1 申請者概要

申請者の氏名 又は法人若しくは団体の名称		生年月日又は 設立年月日	年 月 日
申請者の住所 又は所在地	〒		
代表者氏名（法人又は 団体の場合のみ）			

○申請者（法人又は団体の場合は代表者）職務経歴

入社年月	退社年月	会社名・店名等	雇用形態

2 空き店舗の概要

建物の名称	
所在地	
店舗が所在する階数	階
賃借契約（予定）期間	（始期） 年 月 日から （終期） 年 月 日まで

3 営業等計画

営業等の概要（取り扱う商品、サービス等） （記入しきれない場合は、別紙に記入し、添付すること。）	
店舗の名称	

開業日数	週 日開業（定休日 曜日）
開業時間	時 分から 時 分まで （うち準備等による休止時間 時 分から 時 分まで）
営業等を開始する日	年 月 日
準備状況（資金及び店舗の確保、営業等の実施に必要な関係法令の許認可の状況等） ※ 該当する項目を○で囲んでください。	・保健所関係 … 対応済 ・ 相談中 ・相談予定 ・その他 ・消防関係 … 対応済 ・ 相談中 ・相談予定 ・その他 ・警察関係 … 対応済 ・ 相談中 ・相談予定 ・その他 ・税務署関係 … 対応済 ・ 相談中 ・相談予定 ・その他 その他（ ）
将来のビジョン（営業等の拡大等事業展開の予定）	
商店街活性化、地域振興に関わる活動の計画、実績等があれば記入（チラシ等関係書類があれば添付すること。）	

4 資金計画

（単位：万円）

必要資金	金額	調達方法	金額
設備資金 （店舗、備品等）		自己資金	
		借入金 （借入先内訳・返済方法）	
運転資金 （商品仕入、経費支払資金等）		補助金 商店街空き店舗改装支援 事業補助金 そ の 他 （ ）	
合計		合計	

年 月 日

空き店舗であったことの証明書

下記の物件において、前の入居者が退去し、又は改修工事が完了した後、3か月を経過しても入居者が決まらない店舗施設であったことを認める。

記

1 店舗住所

松本市

2 前入居者の退去日又は改修工事の完了日

年 月 日

3 証明者

当該空き店舗との関係（該当箇所に○印）

1 所有者 2 管理受託者 3 不動産業者

住 所： _____

氏 名： _____ 印

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付決定通知書

指令第 号
申請者の氏名又は名称

年 月 日付けで申請のあった松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

松本市長

記

- 1 補助対象経費の額 _____ 円
- 2 交付申請額 _____ 円
- 3 交付決定額 _____ 円

4 補助の条件

- (1) 松本市補助金交付規則及び松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この要綱その他法令等に違反したとき又は補助金の使途が適正でないときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

様式第5号（第9条関係）

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 松本市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた松本市商店街空き店舗改装支援事業を、下記のとおり変更したいので、松本市空き店舗商店街改装支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更後の交付申請額

変更なし ・ 変更あり（変更後の金額 _____ 円）

2 変更の概要

3 変更の理由

4 添付書類

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金事業変更計画書（様式第6号）

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金事業変更計画書

1 変更の内容

概要	変更前の内容	変更後の内容

2 変更に伴う収支予算の変更

(1) 収入

変更項目	変更前の金額（円）	変更後の金額（円）

変更前収入合計 _____ 円

変更後収入合計 _____ 円

(2) 支出

変更項目	変更前の金額（円）	変更後の金額（円）

変更前支出合計 _____ 円

変更後支出合計 _____ 円

3 添付書類（変更後のもの）

- (1) 施行予定業者が発行した変更見積書
- (2) 変更に係る図面、カタログ、写真等
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第9条関係）

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金変更承認兼変更交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金変更承認申請について、下記のとおり承認し、年 月 日付け 指令第 号を変更したので、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の内容

2 変更交付決定の内容

様式第8号（第10条関係）

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 松本市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

年 月 日付け 指令第 号で交付決定を受けた松本市商店街空き店舗改装支援事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の年月日 _____ 年 月 日

2 中止（廃止）の理由

様式第9号（第10条関係）

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金中止（廃止）承認兼変更交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで申請のあった松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金中止（廃止）承認申請について、下記のとおり承認し、年 月 日付け 指令第 号を変更したので、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 中止（廃止）の年月日 _____ 年 月 日
- 2 変更交付決定の内容

様式第10号（第11条関係）

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金事業完了報告書

年 月 日

（宛先） 松本市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

年 月 日付け 指令第 号により交付決定を受けた松本市商店街空き店舗改装支援事業が完了したので、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名称
- 2 事業目的
- 3 補助対象経費 _____ 円
- 4 交付決定額 _____ 円
- 5 事業完了日 _____ 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 松本市商店街空き店舗改装支援事業実績報告書（様式第11号）
 - (2) 工事契約書の写し
 - (3) 請求書又は領収書の写し（補助対象経費の内容と内訳金額の分かるもの）
 - (4) 工事完了後の店舗内及び外観の写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第11号（第11条関係）

松本市商店街空き店舗改装支援事業実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）松本市長

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

松本市商店街空き店舗改装支援事業が完了したので、次のとおり報告します。

店舗名称	
店舗所在地	
工事の着手 及び完了年月日	着手 令和 年 月 日 完了 令和 年 月 日
補助事業の経過及び内容	

資金計画

（単位：万円）

必要資金	金額	調達方法	金額
設備資金 （店舗、備品等）		自己資金	
		借入金 （借入先内訳・返済方法）	
運転資金 （商品仕入、経費支払資金等）		補助金 商店街空き店舗改装支援事業 補助金 その他（ ）	
		合計	

様式第12号（第12条関係）

松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで実績報告のあった松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金の交付について、下記のとおり確定したので、松本市商店街空き店舗改装支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 _____ 円